

令和 4 年度第 16 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 4 年 11 月 22 日

担当部・課：保健福祉部子ども保育課〔内線 2525〕

教育委員会教育総務課〔内線 5019〕

① 件 名
第 2 期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画の策定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 保育所利用希望者の増加傾向や、少子化の進行、民間保育事業者の参入などを加味した「石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」を平成 29 年度に策定し再編を進めてきた。 しかしながら、公立幼稚園、保育所及びこども園（以下「公立施設」と表記）の中には昭和 30 年代、40 年代に設置した施設が多く、老朽化の進行から、修繕を必要とする箇所が年々増加しているほか、慢性化する保育士不足の問題もある。 こうした状況を踏まえ、公立施設の更新、統合、廃止、民間事業者の誘致を計画的に進め、再編により生じる人的資源を有効に活用し児童福祉サービス及び幼児教育の水準を向上させる必要がある。</p> <p>【目的】 計画に基づく再編を進め、乳幼児期からの質の高い教育・保育環境の充実を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち 第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実 3 子どもが安心して過ごせる環境を整備する</p> <p>【〔個別計画との整合性〕】 ・石巻市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月） ・石巻市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年 3 月） 第 4 部 施策の展開 基本施策 4 仕事と生活の調和の実現を促す ・石巻市職員定員適正化計画（令和 2 年 11 月） ・石巻市行財政改革推進プラン 2025（令和 3 年 3 月） ・石巻市人口ビジョン（令和 4 年 1 月） ・教育振興基本計画（令和 4 年 3 月）</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 30 年 3 月 石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画策定 令和 2 年 4 月 北上こども園開園 令和 4 年 5 月 公立幼稚園・保育施設再編計画検討会議 5 月～ 検討部会会議（石巻・牡鹿地区、河北・雄勝・北上地区、河南・桃生地区、各総合支所会議、政策企画・財政・教育委員会打合せ 計 13 回） 8 月 中間案保育所職員意見交換会 中間案幼稚園職員意見交換会 9 月 第 2 回公立幼稚園・保育施設再編計画検討会議 10 月 計画案保育所職員意見交換会 11 月 令和 4 年度第 2 回石巻市子ども・子育て会議での意見聴取 ※子ども・子育て会議は、外部有識者、民間及び公立幼稚園・保育所の関係者、公募委員等で構成 ※令和 4 年 1 月から新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、随時、再編対象施設の保護者説明会を実施中

⑤ 主な内容

令和5年度以降の5か年の公立施設の再編計画を示す。
 なお、公立施設の再編を検討するに当たっての前提条件と基本的な視点は以下のとおり。

1 前提条件

少子化傾向にあることから、児童数の減少が見込まれるが、保育施設入所率は年々上昇しており、令和4年には0歳～5歳児の人口の51.02%が利用しており、利用率は今後も上昇することを踏まえ、定員総数は当分の間、現状程度以上を確保する。また、乳児や障害児保育等の多様な保育ニーズへの対応を行い、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを促進する。

2 基本的な視点

- 老朽化施設（耐用年数超過施設）への対応
 - ・老朽化施設を中心に統廃合を進める。
- 民間事業者の誘致（民間活用）
 - ・廃止する公立施設の代替機能・代替定員を民間活用で確保する。
- 公立施設の役割（維持・機能強化）
 - ・再編により、公立施設数・定員は減少することから、通常保育に従事していた保育士を乳児、障害児保育等の多様な保育ニーズ対応に充てる。
 - ・特別な支援を必要とする児童への対応や、安定的な運営が難しい地域に必要な保育の提供を確実にを行い、地域における子育て支援の中心的な役割と市内全域における保育水準の向上をけん引する。
 - ・公立幼稚園の機能については、公立及び私立こども園へと移行することにより、引き続き必要な幼児教育の機会を提供する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

○今後の保育需要を見据えた民間事業者の誘致を推進し、公立施設の効果的な統廃合と人的資源を集約することで、児童福祉サービス水準の向上が図られる。

施設・事業種別	令和5年3月	令和10年3月	増減	摘要
公立幼稚園	4	1	▲3	公立保育所において ・休所施設（荻浜）を除く。 ・公設民営（釜）を含む。
公立保育所	23	13	▲10	
公立認定こども園	2	3	1	
公立施設小計	29	17	▲12	
私立幼稚園	6	6	0	
私立保育所	13	17	4	
私立認定こども園	3	4	1	
私立小規模保育事業	8	8	0	
私立施設小計	30	35	5	
合計	59	52	▲7	

○公立保育所の運営に要する費用は、保育料を除くと全て市が一般財源で負担し、私立保育所の委託料（運営費）は、国の定める基準により算出する。
 負担割合は、おおむね国：1/2 県：1/4 市：1/4
 （市保育料額は国基準額より低額なため、実際の当市負担は1/4を超える。）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

気仙沼市児童福祉施設等再編整備計画（令和元年6月）
 大崎市公共施設等総合管理計画（令和4年3月）
 上記のほか、他市町村においても同様の計画を策定

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年12月 パブリックコメントを実施
 令和5年2月 計画の策定

⑨ その他